

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	松平地区川平集落	令和3年3月24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.0ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

令和2年1月に実施した「集落の農業の将来に関するアンケート調査(n=13) (以下、アンケートという。)」によれば、75歳以上が38%、70歳以上は全体の46%に上る。 また、当集落では、75才以上の農業者で後継者未定の耕作面積より、今後、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が多い状況であり、担い手への農地集積・集約化等が課題となっている。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

川平集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体を中心となり、既存の担い手だけでなく近隣の集落営農組織等と協力して農地の保全対応を行っていく。
多面的機能支払制度を活用し、自然環境を守る会川平が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割を果たしていくことで、農地の集約しやすい環境づくりを実践していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

アンケート調査によれば、46%の割合で、集落外から人材を確保する必要があると回答している。近隣の担い手(集落営農組織等)と協力し、集落の農地を守っていく。

■基盤整備の取組方針

アンケート調査によれば、54%の割合で、ほ場整備等の基盤整備は必要ないと回答している。

当集落は、ほ場整備(川平11.9ha、H14～18、田原1.5ha、H17～18)が実施済みである。

近年は水不足が深刻化し夏場の水の確保が問題となっており、山の湧水箇所等へ堤の設置検討をしていく。また開渠水路の維持管理が負担となっており、暗渠への改善等を実施していく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落では、アンケートに回答した耕作者の100%が水稻を作付けしており、拡大はなし、縮小は7%、現状維持は85%となっている。

担い手法人を中心に、水稻を基本とした営農を維持する。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

アンケート調査によれば、「集落全体を囲う防護柵設置」「個別に防護柵を設置」「放置果樹の撤去や耕作放棄地の解消」の回答数が並んだ。

これまでに、集落全体を囲う防護柵の設置に取り組み一定の効果を上げており、既設の柵の見回りや維持管理を強化し、安心して営農できる環境づくりを実施していく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「近隣の担い手(集落営農組織等と協力し、集落の農地を守っていく)」が35%、「既存の担い手に農地を集積し、集落の農地を守っていく」が29%と回答し、担い手と連携を取りながら、集落の農地を守っていく方向が全体の64%となっている。

一方で、地域から農地の保全を期待される集落営農組織自体も人材確保が課題となっている中で、集落内の全ての農地を管理していくことは困難な状況になっている。農地を守ることは必要であるが遊休農地を復元させてまで耕作を続けていくことは難しいという意見があり、このため今後守るべき農地を明らかにするとともに、既存の水路など農業用施設の効率的な維持管理の手法について検討していく。

■その他の取組方針

多面的機能支払交付金制度を活用し、自然環境を守る会川平が集落の農業施設の保全等の役割を果たしている。

この組織の取組みは、担い手の営農活動を支えており、担い手と連携し、その役割をしっかりと果たしていく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	1経営体		14.0 ha		15.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。